

特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議という。
- 英語名を Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development とする。
 - 略称を ESD-J とする。

(目的)

- 第3条 この法人は、「国連持続可能な開発のための教育10年」(2005年～2014年、以下「ESDの10年」と称す)を継承契機に、日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる市民(NGO・NPO・個人)の動きをつなぎ、国内および国外における持続可能な開発のための教育(ESD)のあり方についての共通理解を図り、課題を検討する。そしてそれらをもとに政府、地方自治体、企業、教育関連機関等に対して、市民が対等な立場で政策提言および協働・連携による活動を行うことにより、市民の参画を基礎とした持続可能な社会の実現に向けた教育の推進に寄与することを目的とする。

第3章 役員等

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 125人以上20人以内
 - 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち2人以内を代表理事とする。また、3人以内の副代表理事を置くことができる。

附則

この定款は、平成22年12月3日より施行する。

この定款は、平成25年6月11日より施行する。

此の定款は、平成27年 月 日より施行する。(東京都の認証日)